

第120号 答 申

第1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 平成21年 9月 1日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求を行った。
 - (1) 名古屋市立中学校で平成22年度に使用される教科用図書の採択に関する、名古屋市教育委員会に送られてきた文部科学省からの全ての文書
 - (2) 各区（一部で 2区合併）の社会科歴史的分野見本本展示校において、全名古屋市立中学校のそれぞれの社会科担当教員が見本本を調査研究した日時と時間帯がわかるもの
 - (3) 名古屋市立中学校ごとの平成22年度使用採択希望教科用図書調査研究協議会から提出された社会科歴史的分野についての調査研究報告書
 - (4) 上記調査研究報告書に関する次の文書
 - ア 名古屋市教育委員会による集計等の全体的状況がわかるもの（デジタル記録を含む。）
 - イ 名古屋市教科用図書選定協議会及び名古屋市教育委員会会議での利用の方法と内容がわかるもの
 - (5) 平成22年度使用中学校教科用図書の採択に関する名古屋市教科用図書調査専門委員会に関する次の文書
 - ア 設置要領
 - イ 委員名簿
 - ウ 全委員の委嘱事由
 - エ 各教科委員担当の指導主事の氏名
 - オ 全体会の開催要項（日時・会場・議題等）、全ての配布文書
 - カ 中学校社会科担当の委員に配布した全ての文書・資料（見本本を除く。）及びその一覧表
 - キ 全体会・分科会それぞれの会議録
 - ク 教科用図書調査研究報告書のうちの中学校社会科歴史的分野
 - (6) 平成22年度使用中学校教科用図書の採択に関する名古屋市教科用図書選

定協議会に関する次の文書

ア 設置要綱

イ 委員名簿（所属・肩書）

ウ 全委員の委嘱事由

エ 委員に送付された教科用図書選定資料（見本本・専門委の調査研究報告書を除く。）

オ 開催要項（日時・会場・議題等）

カ 名古屋市教育委員会の諮問文書

キ その他、委員に配布した全ての文書・資料（見本本・専門委の調査研究報告書を除く。）及びその一覧表

ク 委員の供覧に付された全ての文書・資料（教科書展示会場での意見書を除く。）及びその一覧表

ケ 議事録

コ 名古屋市教育委員会への答申

(7) 平成22年度使用中学校教科用図書の採択に関する全ての名古屋市教育委員会議に関する次の文書

ア 委員に配布・送付した全ての文書・資料（見本本・専門委調査研究報告書・選定協議会答申を除く。）及びその一覧表

イ 議事録

ウ 採択された教科用図書一覧とそれぞれの採択理由

エ 議事運営概要

(8) 平成22年度使用中学校教科用図書の採択に関する次の文書

ア 教科書展示会場での参観市民の意見書（以下「本件意見書」という。）

イ その他、名古屋市教育委員会に届けられた意見書・要請書

2 同月15日、実施機関は、本件請求文書（4）、同（5）キ及び同（8）アの公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年10月15日、実施機関は、本件請求文書（1）、同（2）、同（3）、同（5）（カのうち一覧表及びキを除く。）、同（6）（エ及びキのうち一覧表を除く。）及び同（7）（アのうち一覧表を除く。）の公開請求に対して、次の文書を特定し、公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 平成22年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

(2) 平成22年度使用教科書目録の送付等について

- (3) 平成22年度使用教科書目録の送付について（依頼）
- (4) 平成21年度教科書検定結果の公開について（周知）
- (5) 文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の需要数報告にあたっての留意事項等について
- (6) 平成22年度使用教科書見本本の誤送付について（通知）
- (7) 平成22年度使用教科用図書展示見本本調査研究参加者数報告書
- (8) 平成22年度使用教科用図書展示見本本調査研究参加者数
- (9) 平成22年度使用教科用図書調査研究報告書
- (10) 名古屋市立小・中学校教科用図書調査専門委員会設置基準
- (11) 平成22年度使用教科用図書「調査専門委員」名簿
- (12) 平成21年度教科指導調査研究会
- (13) 平成22～23年度使用中学校教科書編集趣意書
- (14) 平成22年度使用中学校用教科書選定資料
- (15) 小学校用教科書目録（平成21～22年度使用）
- (16) 中学校用教科書目録（平成22～23年度使用）
- (17) 特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（平成22年度使用）
- (18) 平成22年度使用教科用図書選定資料（中学校用）
- (19) 平成21年度小・中・特別支援学校教科用図書選定協議会の委員依頼及び第1回会議の開催について
- (20) 平成21年度小・中・特別支援学校教科用図書選定協議会第2回会議の開催について
- (21) 平成21年度第1回小学校・中学校・特別支援学校教科用図書選定協議会次第
- (22) 平成21年度第1回小学校・中学校・特別支援学校教科用図書選定協議会
- (23) 平成21年度第2回小学校・中学校・特別支援学校教科用図書選定協議会次第
- (24) 平成21年度第2回小学校・中学校・特別支援学校教科用図書選定協議会
- (25) 総括意見（案）
- (26) 中学校用教科用図書比較表
- (27) 名古屋市立小中学校指導方針
- (28) 中学校教育課程（移行措置）
- (29) 平成21年度第1回小学校・中学校・特別支援学校教科用図書選定協議会記録
- (30) 平成21年度第2回小学校・中学校・特別支援学校教科用図書選定協議会記録
- (31) 平成22年度使用中学校用教科用図書選定答申

- (32)教育委員会定例会議事運営概要
- (33)名古屋市教育委員会議案
- (34)名古屋市教育委員会会議録
- (35)教育委員会報告事項

4 同日、実施機関は、本件請求文書 (8)イの公開請求に対して、要望書等を特定し、次の理由により一部公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

該当行政文書には、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものがあるため、該当する部分については非公開とする。

- (2) 条例第 7条第 1項第 2号に該当

該当行政文書には、団体の事業活動に関する情報が記載されており、それを公にすることにより、当該団体の活動に不利益や支障が与えられるおそれがあるため、非公開とする。

5 同日、実施機関は、本件請求文書 (5)カのうち一覧表、同 (6)エ及びキのうち一覧表及び (7)アのうち一覧表の公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

6 同月29日、審査請求人は、本件処分のうち本件請求文書 (8)アを非公開とした部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち本件請求文書 (8)アを非公開とした部分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 名古屋市立小・中・特別支援学校で使用する教科書の決定は、現下の法令上からは、教育行政の重要な一職務である。市民の付託を受けて行われ

る教育及び教育行政は、その内容や施策について、市民が求めた場合には説明をするべきである。

(2) 平成21年 7月22日に開催された名古屋市教育委員会定例会（以下「定例会」という。）の会議録や小学校・中学校・特別支援学校教科用図書選定協議会（以下「選定協議会」という。）の記録を見ると、本件意見書は重い位置付けがなされ、教育委員会の委員も選定に当たって、本件意見書に正当に関心を払っている。本件意見書は、単なる供覧資料ではなく、選定資料であり、市民が教科書の採択過程を検証しようとする場合、欠くことのできない重要資料であることは明らかである。

また、定例会の会議録には、「お手元には、教科書センターの市民の方からの意見を用意させていただいた。」という名古屋市教育委員会事務局学校教育部指導室長の発言が記載されており、委員に本件意見書の写しを配布していることから、実施機関は本件意見書の写しを持っているはずである。

(3) 愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が本件意見書の提出を求めたとしても、実施機関は本件意見書の写しを保存すべきであった。教科書採択過程を市民が検証できなければ、市政に関し市民に説明する責務を放棄することに等しい。

(4) 平成17年 8月 2日に同様の公開請求を行い、536通の市民の意見書を閲覧した。また、平成13年に同様の公開請求を行った際は、教科書採択終了後に公開請求を行ったにも関わらず、意見書が公開された。今回の教科書採択で本件意見書の写しを保存していないのであれば、行政の一貫性が損なわれており、市民の知る権利を尊重していないことにもなる。

(5) 平成21年10月13日、名古屋市教育委員会事務局学校教育部指導室（以下「指導室」という。）の指導主事に「前回採択時は公開されたので、県教育委員会から本件意見書の写しを取り寄せて公開するべきである。」旨を要請したが、目途とした2週間を経過しても返答はなかった。同月29日、指導主事に電話をしたところ、「県教育委員会に行けばもらえる。」と責任放棄の自覚もない返答を受けた。

(6) 実施機関は同年11月18日に本件意見書の写しを県教育委員会から取得し、同月25日には審査請求人宅に接触してきたようであるが、本件意見書の写

しを取得してから 1週間以上も放置していた。審査請求を行ったら情報提供を申し出てきたが、このような対応では情報提供を素直に受け入れることができない。それを、審査請求人に非があるように言われ、不信感がつる。「本件意見書は採択事務に関する文書として保管することが妥当」と判断を変更したのであれば、審査請求人の主張を認めるべきである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 平成21年 7月22日に平成22年度使用教科用図書の採択決定がなされたため、県教育委員会への提出期限である同年 8月 3日に本件意見書の原文を提出した。その際に、本件意見書の写しを取得していなかった。
- 2 本件意見書は、名古屋地区で使用する教科用図書の選定について協議するために設置された選定協議会において、原本を供覧資料等として活用した。また、平成21年 7月22日の定例会には参考資料として写しを配布した。しかし、会議終了後に、本件意見書については保管していない。
- 3 審査請求人は、平成17年度に市民の意見書を公開請求し、意見書を閲覧したとのことだが、それは当該公開請求の受付日が教科用図書の採択の審議中であったため、市民の意見書が実施機関に存在していたからである。
- 4 本件審査請求を受領した後、本件意見書について改めて協議した結果、本件意見書は教科書採択事務に関する文書として保管することが妥当と考え、同年11月18日に県教育委員会に提出した本件意見書の写しを取得し、審査請求人に情報提供ができる旨を伝えたが、審査請求人は受け取りを断った。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件審査請求の対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件審査請求の対象となる行政文書について

- (1) 審査請求人が請求している行政文書は、平成21年度教科書展示会において市民が投書した意見書である。
- (2) 本件意見書は、平成22年度使用中学校用教科用図書の採択を行うにあた

り、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第 132号）第 5条の規定に基づき、県教育委員会が開催する教科書展示会において、来場者が教科書についての意見、感想を投書したものである。

当該教科書展示会は、県教育委員会から、「平成21年 5月29日付け平成21年度における教科書展示会について（依頼）（21教義第 293号）」により、実施機関に、教科書展示会の開催を依頼されたものであり、これと併せて、当該教科書展示会の実施状況等の報告、意見書の原文の提出を求められている。

(3) 当審査会の調査によると、本件意見書に関し、次の事実が認められる。

ア 実施機関は、平成21年 6月11日から同年 7月 5日まで開催された教科書展示会において、会場に設置された投書箱に来場者が投書した本件意見書を取得した。

イ 指導室は、選定協議会において、本件意見書の原本を教科用図書選定のための調査、協議のための資料として、選定協議会委員の供覧に付した。その後、選定協議会の資料として本件意見書の写しを保管することはしていない。

ウ また、指導室は、平成21年 7月22日の定例会において、教育委員の資料として本件意見書の写しを配布した。その際に、本件意見書の写しを保管することはしなかった。

教育委員会会議を所管する教育委員会事務局総務部総務課においても、各議題に関係する所管課が当日教育委員に直接配布した資料を保管する取扱いをしておらず、本件意見書の写しは保管していない。教育委員会の委員である教育長も、当日配布された資料は既に廃棄しており、写しは保管していない。

エ さらに、同日の定例会において、平成22年度使用教科用図書を採択決定後、同年 8月 3日、指導室は本件意見書の原本を県教育委員会に提出した。その際にも、本件意見書の写しを指導室で保管することはしなかった。

オ したがって、本件公開請求がなされた同年 9月 1日時点において、本件意見書及びその写しは存在していないと認められる。

(4) 以上のことから、本件審査請求の対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

(5) なお、実施機関は、平成23年度使用教科用図書採択に関する行政文書の取扱いを見直し、市民の意見書の写しを保管するように事務を改善していることが認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成21年11月13日	諮問書の受理
11月17日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月17日	実施機関の弁明意見書を受理
12月22日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成22年 1月21日	審査請求人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
12月14日 (第120回審査会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
平成23年 1月11日 (第121回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
4月13日 (第124回審査会)	調査審議
4月20日	答申